

多面的機能支払制度について

1 令和3年度予算の状況

(1) 農地維持支払及び資源向上支払（共同）

新規・再認定、継続組織すべてにおいて満額割当される見込みです。

(2) 資源向上支払（長寿命化）

長寿命化については、現時点では、交付上限額の80%程度の割当となる見込みです。追加割当については、現時点では未定ですので、例年どおり工事の発注には留意願います。

2 今後のスケジュールについて ※ は活動組織が作成する内容です。

時 期	内 容
5月18日から5月28日	農業政策に関する説明会（各地区）
6月15日まで	市へ再認定申請書類提出期限（新規・再認定組織） 市へ変更認定申請書類提出期限（継続組織）
6月下旬から	市が事業計画（変更）を認定 現地確認（市で組織の活動実施状況の確認）
7月上旬	市へ補助金交付申請書提出（継続組織）
8月上旬	継続組織へ補助金交付（第1回目）70%程度
9月	市へ補助金交付申請書提出（新規・再認定組織）
10月中旬	新規・再認定組織へ補助金交付（第1回目）70%程度 活動記録・報告等に関する事務研修会

時 期	内 容
11 月	市へ補助金交付申請書提出(新規・再認定・継続組織)
11 月から 12 月中旬	活動組織の中間検査(書類状況確認)の実施
12 月	広域化推進研修会
12 月上旬	新規・再認定・継続活動組織へ補助金交付(第 2 回目) 30%程度
1 月中旬以降	実績報告の審査受付開始
3 月下旬	実績報告審査完了期限 市へ補助金実績報告書提出

予定のため変更する場合があります。

令和3年度の主な改正点について

1 加算措置の新規創設

田んぼダムの取組を行い、一定の取組面積等の要件を満たす場合、共同の単価が加算措置されます。

市が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、活動項目「48 水田の貯留機能向上の活動」または「55 防災・減災力の強化」の取組として田んぼダムを実施することになります。事業期間内に交付を受ける田面積の5割以上で田んぼダムに取り組むことが必要です。

加算単価は、田の面積のみが対象となり、単価で10当たり400円です。

市が策定する水田貯留機能強化計画に位置付けられた地域が対象であり、計画については、今後策定する予定です。

2 活動要件や項目、取組内容の見直し

「53 農地周りの環境改善活動の強化」の活動項目が「53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」になり、鳥獣緩衝帯の整備・保全管理も対象となります。新潟県においては、既に令和2年度から要綱基本方針に定められていますので、見直しに伴う変更はありません。

3 報告書等の押印省略

国の実施要領に定める市へ提出する書類については、押印が省略可能になりました。市の条例等で定める交付申請書や請求書への押印については、方針が決まり次第、改めて通知する予定です。

4 提出書類について

実施状況報告書等の提出書類は、実施要綱・要領で義務付けられている書類以外にも状況を確認するために必要な書類として提出いただいておりますが、今後、事務の簡素化の観点から、必要書類を精査する予定です。

5 個人資産形成に係る活動の禁止

交付金要綱において、個人施設の改修等、直接的な受益が個別の農家に限られるものへの助成や個別の農家が個々に負担すべき経費への助成は、支出の対象にはならないことが明記されました。

活動の実施に伴う留意点

1 安全管理の徹底について

令和2年度中に共同活動中に発生した事故は、全国的に前年度よりも大幅に増加しています。県内でも7件の事故が発生していますので、共同活動を行う際は、ヘルメットの着用、「共同活動の安全のしおり」を活用するなど事故の発生防止に努めてください。また、傷害保険への加入をお願いします。

なお、事故が起きた際は、必ず市へ報告をお願いします。

2 適正な組織運営の徹底について

県内において、不適切な事案が見受けられます。

活動組織は、構成員の合意形成の徹底を図るとともに、総会等で決定した事項は、欠席者を含め全員に周知してください。

また、日当は、必ず共同活動に参加した本人へ支払い、受領日の記入及び受領印またはサインをお願いします。同一家族であっても、参加者本人への支払い手続が必要です。

3 活動計画に基づく活動の実施

共同活動は、認定時に提出した活動計画に基づき計画的に実施してください。令和2年度から持越金が、年間交付額の3割を超えかつ100万円以上となる場合は、持越金使用予定表の提出が必要になりますので、計画的かつ有効に活用するようお願いします。

なお、活動計画が変更となる場合は、変更申請または変更届の提出をお願いします。

4 長寿命化工事1件200万円上限

令和元年度から長寿命化1工事当たりの上限額は、原則200万円です。同種の工事を2件に分けて実施しても、合計で200万円が上限となります。工事の実施に当たっては、見積徴収の際に金額を確認し、活動計画書に沿って実施してください。

5 活動組織の広域化推進について

令和元年度に重点市町村に指定されたことを受け、広域化の推進に取り組んでいます。令和2年度に広域化推進講演会を開催したところ、広域活動組織を設立した組織や、広域化を検討する組織が出てきました。今後、広域化モデルや方策を示してまいりますので、活動組織のご協力をお願いします。